

第8期 第4回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（15人）
4. 欠席委員（3人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）

6. 議案日程

議案第11号 農地法第3条の許可申請について	（1件）
議案第12号 農地法第4条第1項の許可申請について	（2件）
議案第13号 農地法第5条第1項の許可申請について	（1件）
議案第13号（追加議案）農地法第5条第1項の許可申請について	（4件）

7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は18名中15名です。3番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員、14番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

今年の秋は非常に雨が少なく、みなさんいろいろな作物を栽培されておりますが、大変苦労されているのではないかと思います。

それと目標地図の作成に向けたアンケートを発出してありますが、委員の皆さんにおきましても協力していただくことが増えてくると思います。また、今後の情勢についても注視していく必要があると思っております。

今回の案件は非常に少ないのですが、慎重に審議していただけたらと思います。

それでは只今から第4回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、12番 ○○ ○○ 委員さん、13番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。なお、事前にお配りした議案以外に議案第13号を追加議案といたします。今回の議案は8件となっております。まず、議案第11号農地法第3条の許可申請について、1件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第11号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、647㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、動力噴霧器です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,146㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図3ページをご覧ください。場所は〇〇の北側です。譲渡人は元々〇〇に居住しておりましたが、今は〇〇市に住んでおられます。譲受人は改良区の理事長もされていた方で、申請地に隣接する土地を耕作しているため、〇〇さんとは面識がありました。申請地は草が生えて荒地となっておりましたが、売買の話がまとまった時にきれいに整備されておりましたので、問題ないと思います。申請地は水稻を作付けされる予定とのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第12号、農地法第4条第1項の許可申請について2件を議題とします。2番、3番の案件につきましては転用者が同一ですので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第12号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

2番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、14㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。開発許可は不要です。

続きまして、3番 転用者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、128㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は料理品小売業（店舗）です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんは元々、田窪第2工業団地内に店舗がございまして、用地買収により土地が無くなったため、新たに〇〇で土地を購入しました。購入した土地の敷地内で南側に花壇がありましたが、この部分が農地となっていたため、宅地拡張で宅地に地目変更するとのことです。また、自宅の西側に自己所有の農地がございまして、そこに店舗を建築し、お惣菜や弁当などを販売したいとのことで申請がありました。特に問題ないと思いますので、よろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第13号、農地法第5条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第13号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

4番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、256㎡、ほか6筆で計7筆。合計面積5,851㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は事務所、倉庫、資材置場。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要ですが、東温市開発指導要綱に基づきまして、都市計画区域外における2,000㎡以上の開発行為の場合は市との事前協議が必要であり、市の都市整備課における土地計画審議会に諮問される予定であります。また、この案件につきましては令和5年5月11日第34回総会にて除外意見決定済みの案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。現状分かっているのは会社がそのまま移転してくるということで地区としての話し合いはできております。また、土地改良区とも話ができていることを確認しております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

今回の申請地については道後平野の受益地には該当していなかったのか。

○事務局

今回の申請地については道後平野の受益地外で、申請地の南側の農地については道後

平野の受益地に入っていたため、対象地の選定には入らなかったとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして追加議案として議案第13号、農地法第5条第1項の許可申請について4件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

追加議案第13号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

追加議案とする理由について説明いたします。令和5年11月8日付で公共工事の残土及び資機材置場1件と営農型太陽光施設3件の農地法第5条申請書が提出されました。これらはいずれも一時転用に係る案件でありまして、書類申請をしたところ適当と認められ、速やかに県庁に進達すべき案件と判断されるため、今回追加議案として上程させていただきました。

それでは議案について説明いたします。

5番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、22㎡。同所同字〇〇番〇、田、16㎡。同所同字〇〇番〇、田、548㎡。計3筆で、合計面積は586㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用区域内農地。農用区域は農用区域内。転用目的は残土及び資機材置場。権利内容は賃貸借権設定です。開発許可は不要です。愛媛県発注工事に伴う一時転用の案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。申請地は残土置場、資機材置場として利用する予定であり、見奈良にファームポンドという貯水槽を作りまして、佐古ダムからの水を貯めて、その水を南吉井地区へ送水する予定です。その際に下林から貯水槽までの送管工事が必要であるため、今回の申請に至ったとのこと。県発注工事に伴う一時転用の案件ですので、特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目、7番目、8番目の案件につきまして、借受人が同一ですので、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1, 820㎡の内11㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は農用地区域内。転用目的は営農型太陽光発電設備。権利内容は賃借権設定3年です。開発許可は不要です。この案件につきましては営農型太陽光発電設備設置に伴う一時転用の案件で更新3回目です。

続きまして、7番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、2, 086㎡の内11㎡です。都市計画区域以下同じです。

続きまして、8番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、2, 285㎡の内11㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分以下同じです。

付け加えて説明させていただきます。〇〇は農産物の加工生産販売等を行っている会社です。農用地を借り受けて農地に支柱を立てて、ソーラーパネルを設置し、ソーラーパネルの下部で農作物を育てる営農型太陽光発電施設として一時転用をしようとするものでございまして、営農型太陽光発電施設の国からの通知により、3年以内の許可となっております。6から8番までの案件は平成27年に当初の許可を受けまして平成30年度と令和2年度に更新をしており、今回が3回目の更新となりますが、営農の見込みについて適切な継続要件を満たしていると判断されるものであり、許可やむを得ないものと判断しております。

○議長（会長）

この件につきましては、南方の担当委員、〇〇 委員さんと則之内の担当委員〇〇委員となります。まず、〇〇委員さんから確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

まず、6番の案件について説明いたします。地図5ページをご覧ください。場所は〇〇付近で、〇〇の向かいです。事務局から説明があったとおり、平成27年から3回目の更新です。現地も確認させていただきましたが、きれいに耕作されておられました。続いて7番の案件ですが、地図は7ページになります。場所は〇〇から南に下がったところで、〇〇の南側になります。この場所もきれいに管理されているため、問題ないと思われます以上です。

○議長（会長）

続いて、〇〇委員さんから確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図9ページをご覧ください。今回3回目の更新でして、特に問題になるような場所でもないですし、きちんと管理もしているようなので問題ないと思われれます以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

ソーラーパネルの下部は何が作付けされているのでしょうか。

○委員 〇〇委員

レモンが作付けされております。

○事務局

補足させていただきますと〇〇は陽光桜を作付けしております。また、〇〇にも元々は陽光桜を植えておられましたが、害虫被害により土地に合わないとのことで、レモンに改植されて2年目になります。

陽光桜は化粧水の補水液の原料として使用しており、桜の葉をお茶やお菓子の原料に使用するなどして、実際に農作物として取り扱っているため認められておりますが、桜を植えるだけでは認められません。以上です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、8件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和5年11月29日となっております。

以上で第4回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。